

公職選挙法改正の請願

この請願では、おもに夜働く人たちや子どもを持つ父母たち、寝たきりの病人たちを、選挙運動の騒音によって誘発される『うつ状態』『睡眠障害』等を原因とする自殺による死亡事故を発生させることのないように、または『ショック死』を発生させることのないように、選挙運動に伴う騒音から国民を守るために、選挙運動では10メートルを超える距離で85デシベル以上を計測する大声および各種拡声器および85デシベルを超える音量の音声機器の使用禁止を求める。

選挙の候補者による騒音を出すことを禁止する代わりに、選挙の候補者たちの表現の自由を確保するために、検印も証紙も必要のない各種印刷物の自由発行と自由配布、各種印刷物や、インターネット、ラジオ、テレビ、無線などの通信機器を使った有料広告または無料広告の自由頒布を、公費を使ってできるようにすることを求める。

選挙を使った個人の宣伝の防止効果よりも、各都道府県知事や議員、市町村長を目指す人員を確保できなくなる問題のほうが大きい供託金制度の撤廃を求める。

ものすごくかんたんに書くと、

- ・騒音を出す行為を禁止する。
- ・騒音を禁止する代わりに印刷物やテレビ放送・ラジオ放送・通信・インターネットの広告などを自由に出してもいいことにして、それらの代金を国で出すことにする。
- ・供託金制度（選挙の候補者になるために国や役場にお金を預ける決まり。一定以上の票を集められなければ、お金は戻ってこない）。をなくする。

この3点を請願します。

名前	住所

※ここに記載される情報は、署名の提出だけに使い、ほかの使い道に使うこと絶対にしません。